

さいたま市医療安全推進協議会運営要領

(目的)

第1条 さいたま市医療安全支援センター（以下「センター」という。）設置要綱に基づき、さいたま市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営のために必要な事項を定める。

(所掌業務)

第2条 所掌業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2)センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
- (3)個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言
- (4)地域における医療安全の推進のための方策の検討
- (5)その他センターの業務に関する重要事項の検討

(委員)

第3条 協議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)医療サービスを利用する者
- (2)医療関係者
- (3)学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会の委員長は、委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、副委員長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、必要があるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 協議会は、原則公開とする。ただし、協議会の決議により公開しないことができる。

(連絡会議)

第7条 協議会には、医療安全相談業務を円滑に推進するため、医療関係者との連絡会議を設ける。

2 連絡会議は、次の業務を行う。

(1)具体的相談事例の検討及び助言

(2)相談業務に係る情報交換

3 連絡会議の委員については、第3条の規定を準用する。

4 連絡会議の委員の任期については、第4条の規定を準用する。

5 連絡会議の議長は、委員の互選により定める。

6 議長に事故があるときは、連絡会議委員のうちからあらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

7 連絡会議は、議長が招集する。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議出席者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会及び連絡会議の庶務は、保健所保健総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月20日から施行する。